

1. 現行計画の評価

(1) 施策の進捗

【都市機能誘導のための施策】

現行計画に位置づけのある、5つの基本方針に対する10施策の進捗状況を取りまとめ、評価を行いました。

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
1) 高齢者のまちなか誘導・住み替えによる歩いて暮らせるまちづくり	①	医療機能と介護機能などを併せ持つ複合施設の展開	A 高齢者施設においては、令和6年度から <b>看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を開始</b> しています。	ア) 今後も優先的に実施すべき施策として、住み慣れた自宅や地域暮らし続けるという意向に応えられるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」などの複合型サービスの提供を視野に入れた <b>計画的な基盤整備を進めることが必要です。※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	②	地域包括支援センターの設置	B 高齢者の暮らしを地域で支える拠点として、市役所(基幹型)と市内6か所の合計7か所に地域包括支援センターを設置しています。日常生活圏域ごとに設置されたセンターのうち <b>4か所は都市機能誘導区域に設置</b> しています。	イ) 今後も優先的に実施すべき施策として、各日常生活圏域への設置維持し、 <b>市民が身近なところで高齢者に係る相談ができる体制を引き続き整えることが必要です。※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	③	誘導施設へ税制上の特例措置 ※特例の内容は以下のとおり 『都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例』(イ) 『誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例』(ロ) 『都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例』(ハ)	イ) については、都市機能誘導区域外において所有する事業用資産を譲渡し、誘導施設に買い換える場合、譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べるものです。 ロ) については、誘導施設の整備に係る用地確保のため、事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡したのに対して所得税等の税率を軽減するものです。 ハ) については、個人又は法人が誘導施設等の整備に係る所有期間5年超の土地等を、都市再生推進法人に譲渡する場合に所得税等の税率を軽減するものです。	ウ) 今後も優先的に実施すべき施策として、民間事業者などへ当該制度のさらなる周知を図り、都市機能誘導区域への誘導施設の立地促進を図ることが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	④	都市機能立地支援事業の活用	C 都市機能立地支援事業(令和2年度都市構造再編集集中支援事業)については、事業の実績はありませんが、引き続き、本事業の活用可能性について、検討をおこなってまいります。	工) 本事業については、令和2年度より「都市構造再編集集中支援事業」に統合されています。 オ) 今後も継続的に実施すべき施策として、都市の魅力向上に資する取り組みを加速させるため、活用可能な制度などについて継続的な検討が必要。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ(名称修正)</b>
2) 効率的な拠点間の移動の確保	⑤	中心拠点・拠点・地域拠点間の路線バスなどの維持・確保	D 中心拠点や拠点、地域拠点間の路線バスの運行サービスの維持・確保に努めました。	カ) 路線バスを維持していくことが困難になってきている状況ですが、今後も優先的に実施すべき施策として、 <b>路線バスの維持確保に努めるうえで、宗像市の持続可能な交通ネットワークの構築が必要</b> です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
3) 子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化	⑥	子育て機能の充実	E 保育施設の整備: 待機児童解消を目指し、保育所や認定こども園の整備を進めており、 <b>都市機能誘導区域内に2施設(ひかり幼稚園分園、野ばら保育園分園)が新設</b> されました。 F 子育て支援センターの運営: 子育てに関する相談や情報提供、交流の場を提供しています。	キ) 今後も優先的に実施すべき施策として、幼児教育と保育の充実のため、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保していくことが必要です。 ク) 多様化する生活スタイルのあわせて、 <b>延長保育、一時預かりなどに係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開していくことが必要</b> です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑦	誘導施設へ税制上の特例措置	G ③と同じ	ケ) ③と同じ <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑧	都市機能立地支援事業の活用	H ④と同じ	コ) ④と同じ <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
4) 中心商業地などの活性化	⑨	中心商業地などの活性化	I 「宗像市都市再生空き店舗活用補助金」の活用による空き店舗の活用によって、市民の利便性向上に加え、新たな賑わいの創出が図られました。	サ) 今後も優先的に実施すべき施策として、「まちなか」における新たな賑わいの場を創出する支援を通じて、地区の価値向上、産業育成、地域経済の活性化に寄与する取組を進め、拠点の求心力を高めていくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
5) 公共施設の再構築など	⑩	アセットマネジメントに遵守した公共施設の管理	J アセットマネジメント推進計画の内容に従って、公共施設の維持・管理などを実施しています。	シ) 今後も優先的に実施すべき施策として、今後本格化する人口減少に備え、公共施設を整備・更新する場合には、その規模の縮小・圧縮を基本として取り組むとともに、都市機能誘導区域などを中心に優先的・計画的に実施していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>

## 【居住誘導のための施策】

現行計画に位置づけのある、5つの基本方針に対する16施策の進捗状況を取りまとめ、評価を行いました。

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
1)高齢者のまちなか誘導・住み替えによる安心して暮らせるまちづくり	①	三世帯同居・近居住宅支援補助制度	A 令和2年4月1日から「三世帯近居住宅支援補助制度」を廃止し、「三世帯同居住宅支援制度」に1本化しました。 B 新たに三世帯同居を始めるために住宅を新築、購入及び建替える親又は子世帯に最大40万円を、既存の住宅を増改築する親又は子世帯に最大20万円を補助するものです。	ス)今後も優先的に実施すべき施策として、今後さらなる高齢化の進行に伴う高齢単身世帯の増加に備え、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、世代間で支え合う環境づくりが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	②	民間活力を活用したサービス付き高齢者向け住宅などの整備促進	C サービス付き高齢者向け住宅は、令和6年4月1日現在市内に4か所設置されています。	セ)今後も優先的に実施すべき施策として、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせる住宅の確保や、生きがいを感じられる住環境づくり、民間活力を活用したサービス付き高齢者向け住宅などの整備促進に取り組んでいくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
2)効率的な拠点間の移動の確保	③	住民ニーズに応じたふれあいバス、コミュニティバスの継続的な見直し	D 路線バスの維持・確保に努め、路線バスでカバーできない部分をふれあいバス、コミュニティバスでカバーしており、公共交通空白地域(鉄道駅・バス停から300m圏域外)は、11.5%となっています。(公共交通計画空白地域を鉄道駅・バス停から500m圏域外とすると1.7%)。	ソ)今後も優先的に実施すべき施策として、公共交通空白地域の解消を推進していくにあたっては、路線バスの維持確保も重要ですが、デマンド交通やライドシェアなどの導入も推進していく必要があり、本市が目指す「コンパクトプラスネットワーク」のまちを実現するための拠点の設定が必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
3)子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化	④	中古住宅購入補助制度の活用	E 中古住宅を購入し、市内の事業者でリフォーム工事をして居住する子育て世帯を対象に最大40万円を補助。居住誘導区域内への誘導を図る観点から、区域内で購入する場合の交付額について、区域外と比べて高く設定しています。	タ)今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、居住誘導区域内の既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑤	子育て世帯及び新婚世帯家賃補助制度の活用	F 子育て世帯及び新婚世帯が市内の「民間賃貸住宅」または「UR賃貸住宅」を賃借する場合に、上限13,000円(総額780,000円)を補助するものです。なお、当該制度は令和2年3月31日をもって廃止しています。	チ)制度の廃止に伴い誘導施策から削除します。 <b>※次期計画には位置づけない</b>
	⑥	古家購入建替補助制度の活用	G 中古住宅(古家付き土地)を購入し、解体工事を行ったのちに新築住宅を建築して居住する子育て世帯に最大100万円を補助するものです。	ツ)今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度を継続的に実施するとともに、当該制度の幅広い周知に努め、既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
4)増加する空き家の活用	⑦	空家等の流通促進	H「宗像市都市再生空き店舗活用補助金」の活用による空き店舗の活用によって、市民の利便性向上に加え、新たな賑わいの創出が図られました。	テ)今後も優先的に実施すべき施策として、空き家などの既存ストックの活用により、市民の利便性の向上や活発な交流・活動を促進し、拠点の魅力や価値の向上に努めることが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑧	空家等の利活用に関する啓発・相談事業	I 空家等の売却や賃貸物件化を躊躇する方々に主な対象として、住宅関連のセミナー事業等による啓発事業を開催します。また、空家等所有者のニーズに応え、空家活用等の個別相談会を実施した。	ト)今後も優先的に実施すべき施策として、人口減少・少子高齢化に伴い今後さらに空家などの増加が懸念されることから、当該事業を継続的に実施するとともに、当該事業の幅広い周知に努め、既存ストックを有効的に活用し、居住人口を集積していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑨	空家関連ビジネスの創出支援	J 住マイむなかたをはじめとする関係事業者との連携を図り、空家管理ビジネスや不要品片づけサービス等が創出されるような支援について検討しています。	ナ)今後も優先的に実施すべき施策として、空家関連ビジネスの創出に向けた支援を検討・実施することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑩	住宅性能の向上に向けた取組	K 災害に強いまちづくりのため、木造戸建住宅に対する耐震改修工事に際し、工事費の2/3(市内業者と契約した場合上限80万円)を補助するものです。また、改修工事を行った場合に限り、耐震診断を行う際に、診断費の1/3(上限5万円)を補助するものです。	ニ)今後も優先的に実施すべき施策として、耐震改修工事など住宅性能の向上に向けた取組を支援・促進することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
4)増加する空き家の活用	⑪	空家のリノベーションやコンバージョン等に対する民間事業の活性化支援	L 空家の活用や解体をスムーズに行えるよう、金融機関と締結し、空家の購入やリフォームなどに関するローンの情報提供を行っています。 M また、危険な空き家等の解体を促進するため、家屋の解体費用の一部を補助する「宗像市老朽空き家等除却促進事業」を実施しています。	ヌ)今後も優先的に実施すべき施策として、 <b>空家のリノベーションやコンバージョンの促進に向けた取組を支援することで、空家などの流通促進につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。</b> <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑫	地域の課題解決や活性化に向けた跡地の利活用の促進	N 空家の解消と跡地の利活用を促進するため、空き家除却後の土地に係る固定資産税等の減免制度などを検討しています。	ネ)今後も優先的に実施すべき施策として、空家の解消だけでなく、除却後の利活用を促進するため、多様な主体との連携を視野入れ、拠点の魅力や新たな価値を創造していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑬	宗像市空き家・空き地バンクの活用	O 売却や賃貸を希望する空き家・空き地の不動産情報を、市役所の窓口やインターネットなどを通じて購入、賃貸を希望する人に提供しています。仲介は、市と協定を締結している「市民公益活動団体・住マイむなかた」会員の宅地建物取引業者が実施しています。また、空き家・空き地バンクへ新たに空き家情報を登録される方に奨励金(1物件に限り1回限り:30,000円)を交付しています。	ノ)今後も優先的に実施すべき施策として、市広報紙やセミナー等を活用して、空き家・空き地バンクの周知を行い、登録物件を増やし、空家の活用・流通につなげ、居住人口を集積していくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑭	マイホーム借上げ制度等の活用	P 一般社団法人移住・住みかえ支援機構が行っているマイホーム借上げ制度については、本市における活用の実績はありませんが、引き続き、本制度の活用可能性について、検討をおこなってまいります。	ハ)今後さらなる高齢世帯の増加が見込まれることから、今後も優先的に実施すべき施策として、当該制度の幅広い周知に努め、 <b>既存ストックを活用して子育て世帯の誘導を図ることが必要です。</b> <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
5)公共交通軸の質の向上	⑮	公共交通軸沿線の集積性を高める取組	Q 特急停車駅かつ主要交通結節点である赤間駅及び東郷駅においてパーク&ライドを実施しています。	ヒ)今後も優先的に実施すべき施策として、赤間駅、東郷駅におけるパークアンドライドの利用環境の改善に向けて、交通事業者や商業施設等との連携による駐車場や駐輪場の拡充、各事業者が行っている駐車場の満空情報の一元化などを進めていくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ</b>
	⑯	地域公共交通網形成計画での取組	R 令和5年度に地域公共交通網形成計画の次期計画として、宗像市地域公共交通計画を策定しました。	フ)宗像市地域公共交通計画に基づく取組を推進し、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」(再構築)を進め、持続可能な地域公共交通の形成を図っていくことが必要です。 <b>※引き続き次期計画に位置づけ(名称変更)</b>

※居住誘導に関してより一層の取組を進めていくため、以下の施策を新規施策として位置づけ予定

基本方針	No	施策	進捗状況	評価
3)子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化	—	「住まいむなかた」事業の活用	◇「住まいむなかた」事業を活用し、子育て世帯から幅広い年代に対して、情報発信の強化、住宅取得支援の拡充、定住支援の強化についてワンストップに対応し、居住誘導を促進します。	

(2)数値目標の達成状況

★:改定に伴い新たに追加した目標値の項目

【都市機能に関する施策指標】

目標指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R4年度)	目標値 (R17年度)
都市機能誘導区域内における医療機能の立地数	4箇所	5箇所	6箇所
広域連携施設の立地数	—	0拠点	3拠点
教育機能の集約強化(小中一貫校等)	—	0箇所	2箇所

【居住誘導に関する施策指標】

目標指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R2年度)	推計値 (R17年度) (現状のまま推移)	目標値 (R17年度)
人口	75,049人	75,195人 75,878人 (次期計画の誘導区域)	69,983人	72,783人
人口密度	51.8人/ha	51.9人/ha 49.7人/ha (次期計画の誘導区域)	48.3人/ha	50.3人/ha
空き家率(増加防止)	9.7%	10.7%	—	9.7%
自治会加入率	74%	65.6%	—	74%

【公共交通に関する目標値】★

目標指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R17年度)
地域公共交通利用率	31%	40%

【その他計画の実効性を高めるための施策指標(関節指標)】

効果指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R17年度)
地価公示(日の里、自由ヶ丘の住宅地)	日の里(宗像-1) 49,100円 自由ヶ丘(宗像-2) 41,900円	維持

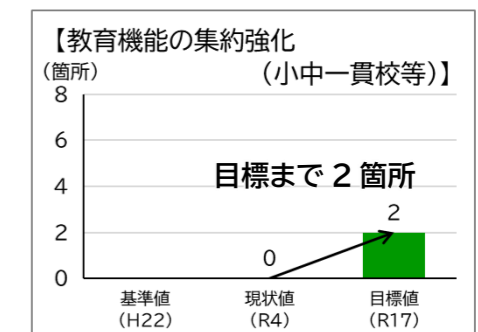
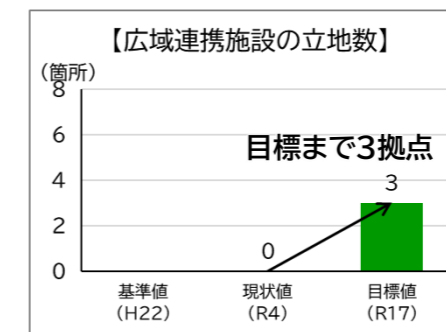
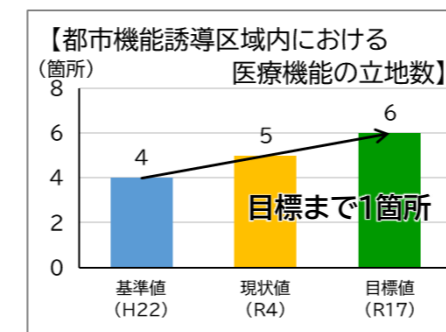
【防災指針における目標値】★

目標指標	基準値 (R3年度)	目標値 (R17年度)
自主防災組織の設立割合	100%	100%
災害発生時の避難場所を把握している市民の割合	87%	100%
浸水の重点対策地区における浸水深10cm以下となる道路延長(重要路線)の割合	87% (8,020m)	100% (9,140m)

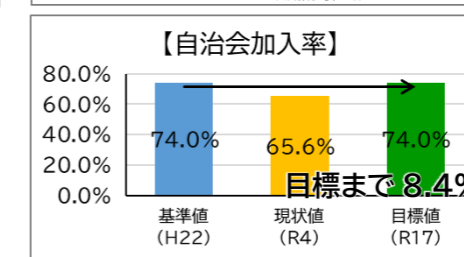
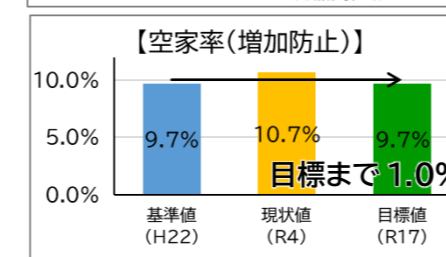
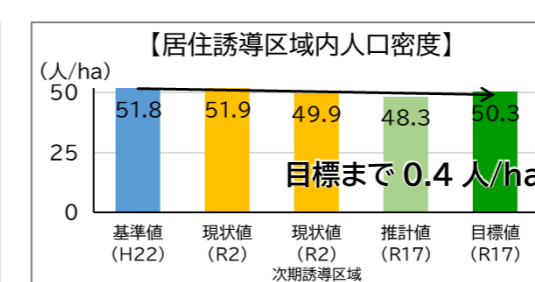
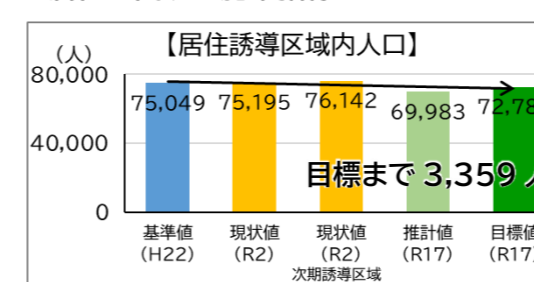
【目標を達成することで期待される効果指標】

効果指標	基準値 (H22年度)	現状値 (R4年度)	目標値 (R17年度)
宗像市は暮らしやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%

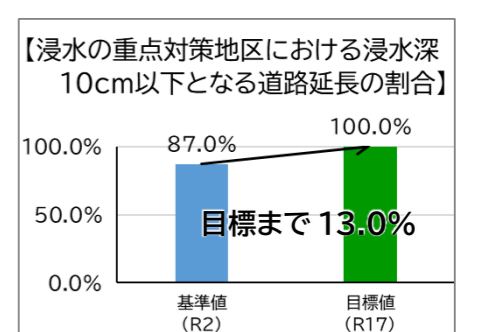
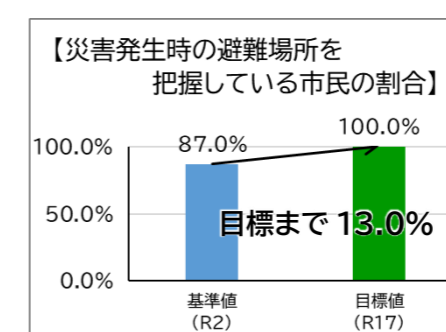
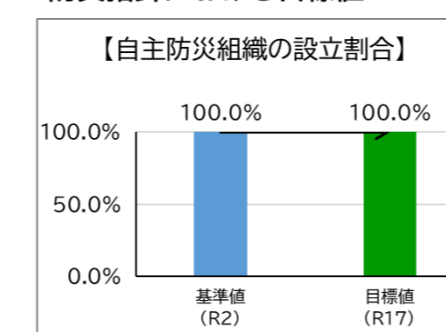
■都市機能に関する施策指標



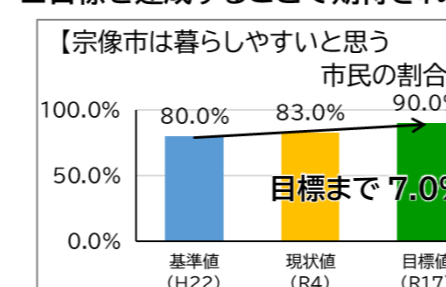
■居住に関する施策指標



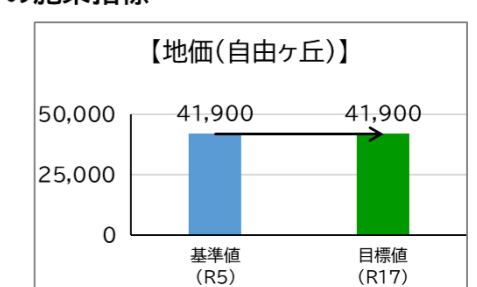
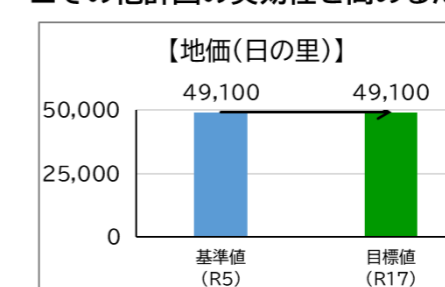
■防災指針における目標値



■目標を達成することで期待される効果指標



■その他計画の実効性を高めるための施策指標



## 2. 都市機能誘導区域、居住誘導区域の見直し

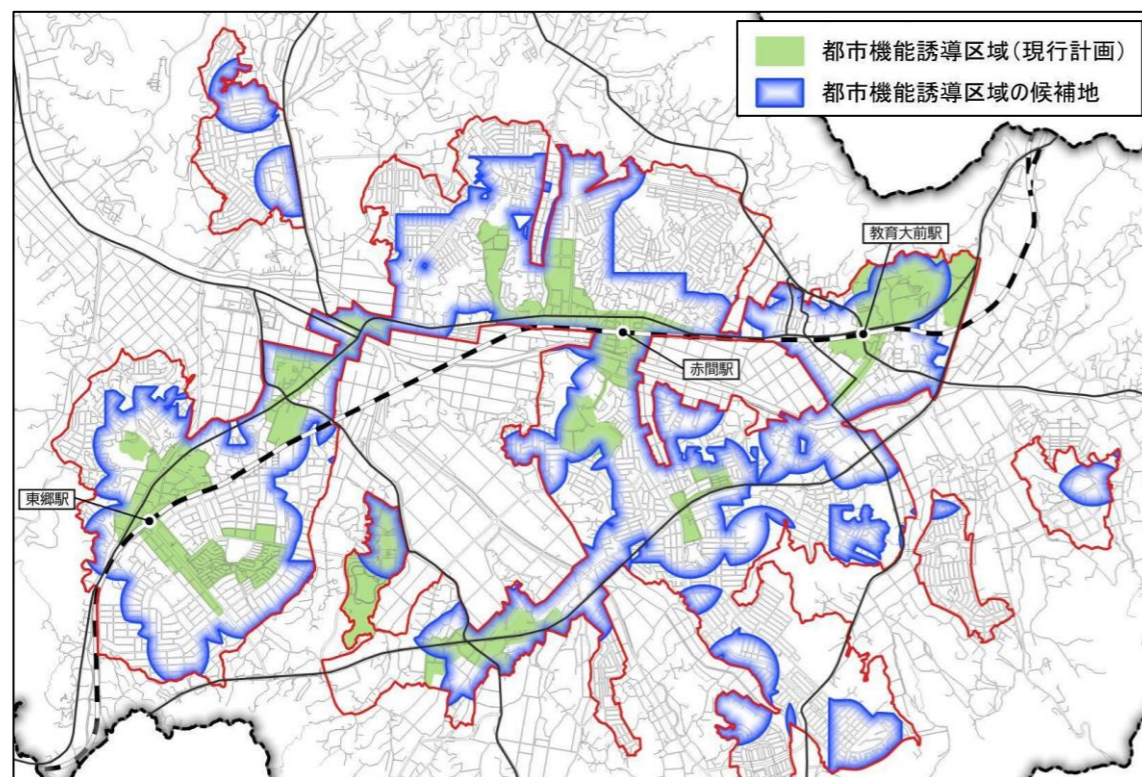
現行の都市機能誘導区域と居住誘導区域は、以下の視点により設定しています。策定から6年が経過した時点(令和6年9月時点)で、これらの状況変化を確認し、誘導区域の見直しの必要性がないか検証を行いました。

### (1) 都市機能誘導区域の検証

#### ■都市機能誘導区域設定の視点

視点
<p><b>視点① 徒歩で多様な都市機能を利用できる利便性の高い範囲の抽出</b> 多様な都市機能の集約を図るには、既存の都市機能を徒歩で利用できる範囲への施設誘導が効率的であるため、各都市機能の徒歩圏域が複数重なる利便性の高い範囲を抽出します。</p>
<p><b>視点② 他地域から公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出</b> 人口が減少する中で、都市機能の利用者を確保し施設を存続するには、施設近隣だけでなく他地域からの利用者を確保する必要があるため、現況及び将来において交通結節点や公共交通へのアクセス性が高い範囲を抽出します。</p>
<p><b>視点③ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出</b> 一定の人口密度のある区域は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として検討します。人口密度は人口集中地区の基準の一つである人口密度40人/haを条件とします。</p>
<p><b>視点④ 土地利用規制誘導内容(用途地域)との整合性</b> 都市機能の誘導には、都市機能が立地可能な環境が必要であるため、視点①～③で抽出した範囲と土地利用規制誘導内容(用途地域)の整合性を勘案して、都市機能誘導区域を設定します。 なお、良好な居住環境が形成され、将来の人口集積が予測される地域では、都市機能の充実を図るため、土地利用規制誘導内容(用途地域)変更の必要性を踏まえた上で、都市機能誘導区域を検討します。</p>

3つの視点が重なった範囲を抽出  
(一定規模のまとまった区域を抽出)



上図の通り、最新のデータに基づき、区域設定の検証を実施したところ、概ね現行の誘導区域は候補地に含まれるため、**現行計画の誘導区域を踏襲します。**

### (2) 誘導施設の設定

#### ■市として都市機能誘導施設に設定する施設

機能	誘導施設	設定理由
①商業機能	売場面積が3,000㎡以上の商業施設	市内外からの利用が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
②医療機能	病院(内科または外科を有するもの)	市内外からの利用が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
③子育て機能	子育て支援センター	1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
④金融機能	・銀行 ・信用金庫 ※ATMコーナーは除く	日常生活における現金の引き出し、決済、融資等の窓口業務を行うため、利用者のアクセス性を考慮
⑤行政機能	・庁舎(国、市) ・市の施策として立地の方向性が示された施設	1施設で周辺市町を含めた広域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
⑥教育・文化機能	・県立中学校 ・大学 ・高等学校 ・学術研究機関	市内外からの通学が想定されるため、通学者のアクセス性を考慮
	・文化ホール ・基幹図書館 ・体育館	全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮

#### ■市として都市機能誘導施設に設定しない施設

・市全域に立地していることが望ましい施設は都市機能誘導施設には設定しない

機能	施設
A: 商業機能	売場面積が3,000㎡未満の商業施設 ※食品スーパー、コンビニなどは、日常生活において、必要最低限の施設であり、都市機能誘導区域外での立地を要すると考えるため、誘導施設への設定を行いません。
B: 医療機能	診療所(内科または外科を有するもの)
C: 介護福祉機能	・小規模多機能施設 ・通所介護施設 ・短期入所施設 ・訪問介護施設
D: 子育て機能	・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園
E: 金融機能	・郵便局 ・農協 ・漁協
F: 教育・文化機能	・市立小学校 ・市立中学校 ・図書館(分館)

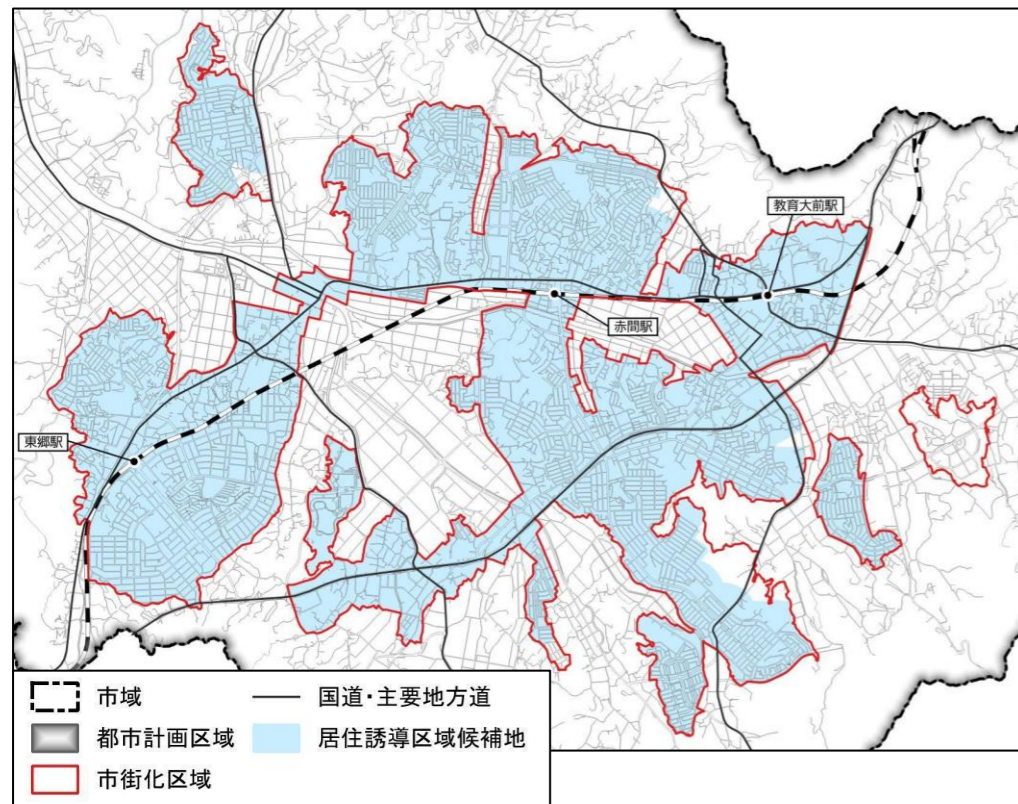


(3)居住誘導区域の検証

■居住誘導区域設定の視点

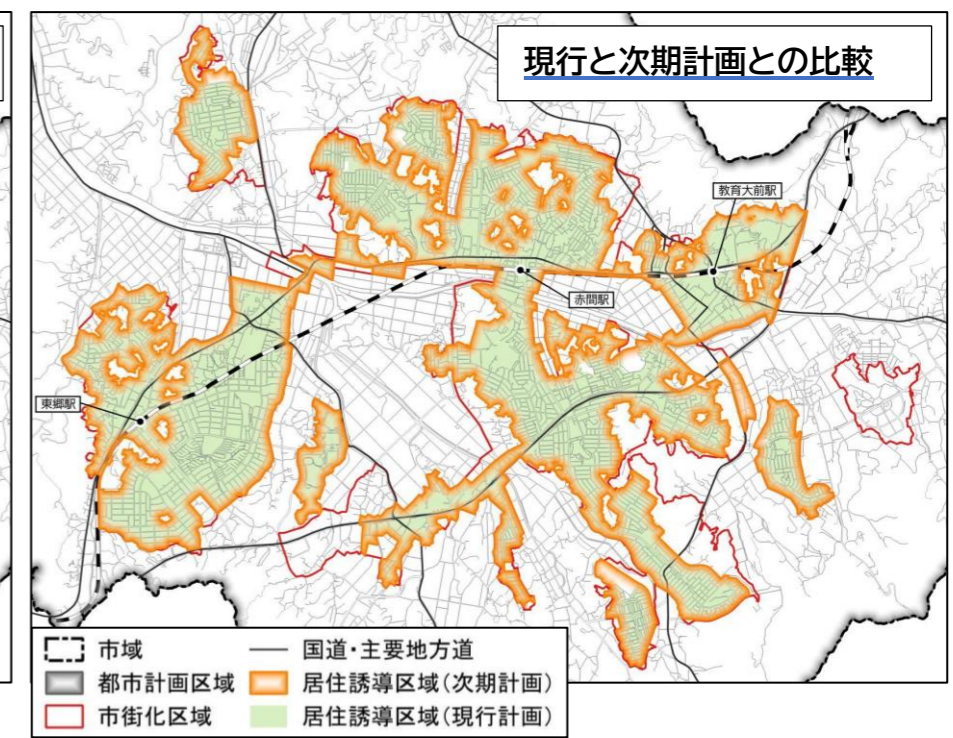
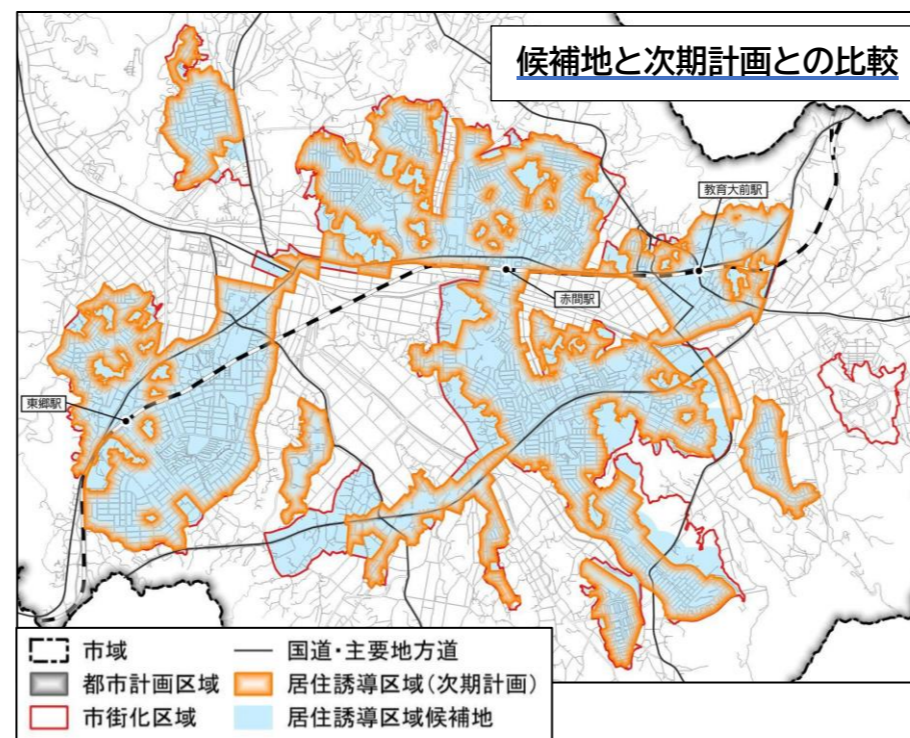
視点
<p><b>視点① 都市機能が集積する範囲(都市機能誘導区域の周辺)の抽出</b></p> <p>住民の生活を支える機能やサービスが身近に備わる区域が居住を誘導すべき区域であり、併せて都市機能を維持するためには、周辺に一定の居住人口の集積が必要であることから、都市機能誘導区域周辺から800mを居住誘導区域として検討します。(都市機能の集積する区域へ徒歩でアクセスが容易な範囲)</p>
<p><b>視点② 公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出</b></p> <p>都市機能誘導区域への公共交通アクセス(駅から800mまたは運行本数の多いバス路線(30本/日以上(平日))のバス停徒歩圏内(300m))が容易な範囲は、居住誘導区域に含めることを前提とした検討を行います。</p> <p>今後は、高齢者の増加により交通弱者が増えることから、既に公共交通の利便性の高い地域においては、居住が少ない地域であっても公共交通を維持するために一定の人口密度を確保する必要があるため、居住誘導区域に含めることを基本とします。</p>
<p><b>視点③ 良好な住環境が整備された範囲の抽出</b></p> <p>土地区画整理事業の実施箇所、1ha以上の開発許可による主な住居系開発・整備範囲、一団地認定による住宅団地を含めることを前提とした検討を行います。</p>
<p><b>視点④ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出</b></p> <p>一定の人口密度のある区域は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として検討します。人口密度は人口集中地区の基準の一つである人口密度40人/haを条件とします。</p>

4つの視点が重なった範囲を抽出



区域の設定にあたっては、居住誘導区域設定の視点により抽出した居住誘導区域候補地(視点①~④より)を基本として、以下の基準により具体的な境界を設定します。

<p><b>(居住誘導区域の境界設定基準)</b></p> <p>①立地適正化計画の対象範囲となる市街化区域内で設定します。</p> <p>②市街化区域界のない箇所については、地形、地物に沿って区域を設定します。</p>
<p><b>(居住誘導区域に含まない範囲)</b></p> <p>都市再生特別措置法、同法施行令により「居住誘導区域に含まないとされている区域」を居住誘導区域から除外するとともに、災害リスク、災害避難体制の整備状況などを総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される区域の検討を行います。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域 ○津波災害特別警戒区域 ○災害危険区域 ○地すべり防止区域 ○急傾斜地崩壊危険区域 <b>レッドゾーン</b></p> <p>また、以下の災害ハザードについては、「居住誘導区域に原則として含まないこととすべき区域」とされていますが、災害リスクを把握したうえで、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための対策を講じるとともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組をより一層進めることから、<b>居住誘導区域に含めることとします。</b></p> <p>○浸水想定区域 ○土砂災害警戒区域 <b>イエローゾーン</b> ○家屋倒壊等氾濫想定区域 その他</p> <p>市街化区域内において市街化が進行しておらず、まとまった緑地が保全されている区域を居住誘導区域から除外する検討を行います。</p> <p>○市街化区域内山林現況</p>
<p><b>(居住誘導区域の増減について(現行計画⇒次期計画))</b></p> <p>類型1:公共施設タイプ(小中学校)を居住誘導区域にいれる</p> <p>類型2:レッドゾーンが解除された区域を居住誘導区域にいれる</p> <p>類型3:4つの視点を分析すると新たに追加したほうがよいと思われる部分について居住誘導区域にいれる</p> <p>類型4:レッドゾーンが設定されている区域は居住誘導区域から『除外』する</p>



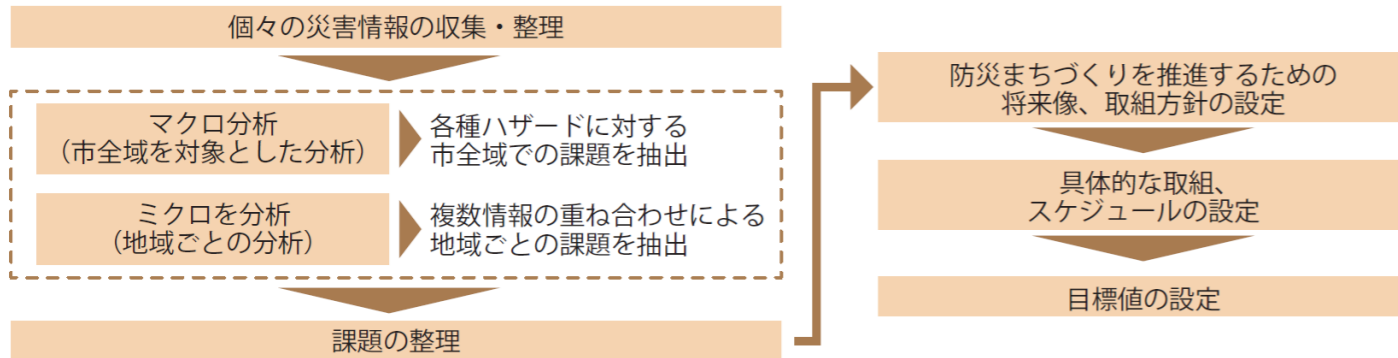
### 3, 防災指針の検討

#### (1) 防災指針の検討内容

主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災の機能確保に関する指針であり、このため防災指針の検討にあたっては、

- ① 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ② リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
- ③ 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討を行うことが必要です。

#### 〈防災指針策定の流れ〉

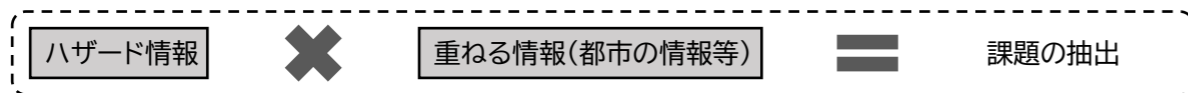


#### (2) 災害ハザード情報の収集・整理、都市の情報との重ね合わせ分析

公表されているハザード情報と建物の立地状況等といった都市の情報とを重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定し得る課題を抽出します。

重ねる情報		概要
建物	階数	浸水深よりも高い箇所に居室があり、垂直避難が可能かどうかを把握
	立地状況	土砂災害や氾濫流、河岸浸食により、倒壊の恐れがないかを把握
指定緊急避難場所(500m 圏域)		指定緊急避難場所までの距離を踏まえ、容易に避難ができるかどうかを把握
要配慮者利用施設の立地状況		防災上の配慮を要する人が利用する施設の立地状況を把握
主要公共施設(市役所、警察署等)		災害が発生した際に指令拠点としての機能を担う施設が、機能不全にならないかを把握
道路の状況		災害時に避難路としての機能を有するか、機能不全となった際に他の道路が迂回機能を有するかを把握

ハザード情報と重ねる都市の情報、分析の視点については、以下の内容を整理します。



ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域(洪水、内水、ため池、高潮)	建物階数の状況	浸水の被害を受ける建物について、垂直避難が可能かを把握
	指定緊急避難場所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	主要公共施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に指令拠点としての機能を担う施設があるかを把握
	道路の状況	浸水被害の影響を受ける道路やアンダーパスがあるか、周囲に迂回機能があるかを把握

ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域(津波)	建物の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所があるかを把握
	指定緊急避難場所の立地状況	
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)	建物の立地状況	氾濫流や河岸浸食により、建物や要配慮者利用施設が倒壊、流失する危険性がないかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	建物の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	道路の状況	土砂災害により寸断される可能性のある道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

#### 〈分析の一例(想定浸水深(想定最大規模)×建物階数の状況)〉

災害リスクの高い箇所の抽出の一例として、以下の図面は想定浸水深(想定最大規模<sup>※1</sup>)及び垂直避難<sup>※2</sup>が困難な建物、要配慮者施設等を重ね合わせた図です。

洪水浸水想定区域の浸水深 3.0m以上の箇所では、1階建ての建物が垂直避難で対応ができなくなります。それらの箇所が、釣川沿岸においてみられます。

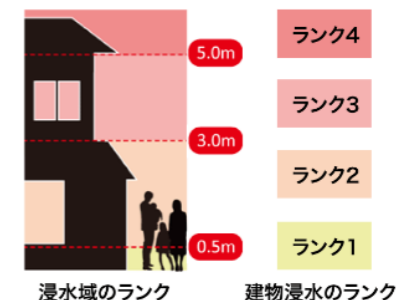
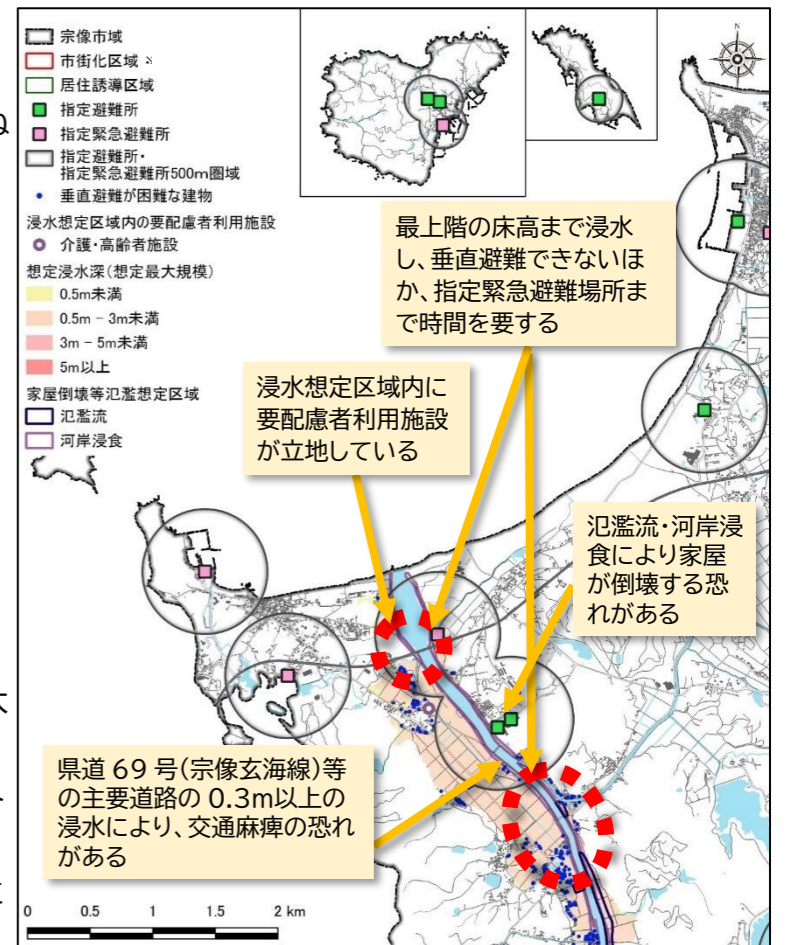
※1: 想定最大規模とは、「想定しうる想定しうる最大規模の大雨」を想定しています。

1000年に1回程度の規模を想定しており、1年間の間に発生する確率が1/10(0.1%)以下の降雨です。

毎年の発生確率は小さいですが、規模の大きな降雨であることを示しています。

※2: 垂直避難とは、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難をすることです。

浸水深が3.0mを超える場合は、垂直避難も困難な状態になります。



## (3)防災上の課題の整理

	課題	ハザード						
		洪水(計画規模)	洪水(最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害
玄海エリア(大島・地島含む)	主要道路(国道495号、県道69号)の浸水により、交通麻痺の恐れ	○	○	○	○	○	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	○	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	○	—	○	○	○	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れ	—	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(大島学園、玄海小中学校)が土砂災害特別警戒区域に含まれており、被災する恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
玄海東エリア	主要道路(国道495号)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	○	—	—	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	○	○	○	○	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	—	—	—	○	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
JR東郷駅周辺エリア	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	—	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	主要道路(県道97号)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	○	○	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○
	急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域内に存在している	—	—	—	—	—	—	○
JR赤間駅・市役所周辺エリア	指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)及び周辺が浸水する恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)が河岸浸食により倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	指定緊急避難場所(河東小学校)及び周辺が浸水する恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	市役所が浸水する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
	駅周辺の道路の冠水または駅(赤間駅)の浸水により、交通麻痺の恐れ	○	○	○	—	—	—	—
	アンダーパスが浸水し、通行できなくなる恐れがある	○	○	○	—	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	—	○
	氾濫流・河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊危険区域が居住誘導区域内に存在している	—	—	—	—	—	—	○
吉武エリア	最上階の床高まで浸水し、垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	—	—	—
	河岸浸食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	—	○	—	○	—	—	○
	駅周辺の道路冠水または駅(教育大前駅)の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	国道3号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	近年、道路冠水や建物の浸水被害が報告されている	—	—	○	—	—	—	—
	駅周辺の道路が土砂災害により、通行止めとなり交通麻痺の恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
	災害リスクが指摘されている区域に住宅が多数立地している	—	—	—	—	—	—	○

(4)個別の取組内容とスケジュール

※10/23時点 協議により変更あり

視点	方向性	災害ハザード							取組施策	主体				スケジュール		
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害		福岡県	宗像市	市民	事業者	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
玄海エリア (大島・地島含む)	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備	●	●						河川の浚渫等(流下能力の維持)	●				→	
			●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●			→	
									●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●			→	
									●	砂防施設の整備	●				→	
			●	●	●					水田の貯留機能向上	●				→	
					●			●		水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	
						●				ため池の補強	●	●			→	
			●	●	●					ため池の有効活用	●	●			→	
				●				調整池の浚渫	●	●			→			
	●	●	●					利水ダム等における事前放流の運用	●	●		●	→			
							●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●	●		→			
							●	治山施設、森林及び林道の整備推進(玄海エリア)	●	●	●		→			
		情報発信						●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●				→		
	災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→	
●			●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→		
●			●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→		
●		●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→			
避難・防災体制の充実		●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	●	●	●	●	→		
								●	近隣住民への早期避難を呼びかけ	●	●	●	●	→		
							●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	●	●	●	●	→			
玄海東エリア	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備							●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●			→	
									●	砂防施設の整備	●				→	
					●					水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	
			●	●		●				ため池の補強	●	●			→	
					●					ため池の有効活用	●	●			→	
					●					調整池の浚渫	●	●			→	
									●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●			→	
									●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●		●		→	
	●	●	●					●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→		
	災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→	
			●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→	
			●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→	
		避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	●	●	●	●	→	
									●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	●	●	●	●	→	
									●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●			→	
JR東駅周辺エリア	災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備	●	●						河川の浚渫等(流下能力の維持)	●	●			→	
			●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●			→	
									●	急傾斜地崩壊防止施設の整備・管理(多禮地区のみ)	●	●			→	
									●	砂防施設の整備	●				→	
					●					水路・側溝の浚渫	●	●	●		→	
			●	●		●				ため池の補強	●	●			→	
					●					ため池の有効活用	●	●			→	
			●	●	●					調整池の浚渫	●	●			→	
	●	●	●					●	利水ダム等における事前放流の運用	●	●		●	→		
							●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●	●		→			
	●	●	●					●	管路施設の整備	●	●			→		
	●	●	●					●	ポンプ施設の整備	●	●			→		
	●	●	●					●	貯留施設の整備	●	●			→		
	●	●	●					●	フラップゲートの設置	●	●			→		
災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信	●	●	●	●	●	●	●	近隣住民への早期避難を呼びかけ	●	●	●	●	→		
								●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●		●		→		
	情報発信、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●	●		→	
		●	●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●	●		→	
		●	●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	●	●	●		→	
		●	●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	●	●	●		→	
避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	雨に強いまちづくりビジョン(雨水管理総合計画)に基づく内水氾濫対策	●	●			→		
	●	●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	●	●	●		→		
							●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	●	●	●		→			

視点	方向性	災害ハザード							取組施策	主体				スケジュール		
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池氾濫	高潮	津波	土砂災害		福岡県	宗像市	市民	事業者	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>JR赤間駅・市役所周辺エリア</span> <span>災害リスクの回避</span> </div>														
災害リスクの回避	意識啓発、情報発信	●	●	●					浸水時におけるアンダーパスの通行を防ぐため、防災マップによる周知迂回の啓発		●				→	
	避難・防災体制の充実		●						市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、宗像ユリックス、メイトム宗像（市民活動交流館）の順で、いずれかの施設に本部室を確保		●				→	
災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備	●	●						河川の浚渫等（流下能力の維持）	●	●				→	
		●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●				→	
								●	急傾斜地崩壊防止施設の管理	●	●				→	
		●	●	●					水田の貯留機能向上	●	●				→	
				●					水路・側溝の浚渫	●	●	●			→	
					●				ため池の補強	●	●				→	
		●	●	●					ため池の有効活用	●	●				→	
		●	●	●					調整池の浚渫	●	●				→	
		●					フラップゲートの設置	●	●					→		
災害リスクの低減 (ソフト)	計画検討、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●		●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施		●		●		→	
	情報発信				●				ため池浸水による被害が想定される場合は他の避難所の早期開設及び早期避難を呼びかける		●	●			→	
								●	近隣住民への早期避難を呼びかけ		●	●	●		→	
	情報発信、避難・防災体制の充実							●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●	●	●			→	
		●	●	●	●	●		●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発		●	●			→	
		●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化		●	●			→	
避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供		●	●			→		
	●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供		●	●			→		
災害リスクの低減 (ハード)	インフラ等整備			●				●	雨に強いまちづくりビジョン（雨水管理総合計画）に基づく内水氾濫対策		●			●	→	
								●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進		●	●	●		→	
		●	●						河川の浚渫等（流下能力の維持）	●	●				→	
		●	●						河道掘削・拡幅、護岸整備、樹木伐採	●	●				→	
								●	砂防施設の整備	●					→	
		●	●	●					水田の貯留機能向上	●					→	
				●					水路・側溝の浚渫	●	●	●			→	
					●				ため池の補強	●	●				→	
					●				ため池の補強・有効活用	●	●				→	
		●	●	●					ため池の有効活用	●	●				→	
				●					調整池の浚渫	●	●				→	
								●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●				→	
		●	●	●					管路施設の整備	●	●				→	
		●	●	●					ポンプ施設の整備	●	●				→	
●	●	●					貯留施設の整備	●	●				→			
		●					フラップゲートの設置	●	●					→		
災害リスクの低減 (ソフト)	情報発信							●	近隣住民への早期避難を呼びかけ		●	●	●		→	
								●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知	●	●	●		→		
	計画検討、避難・防災体制の充実		●		●			●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施		●		●		→	
	情報発信、避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●		●	浸水状況、停電情報、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発		●	●			→	
		●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化		●	●			→	
●		●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供		●	●			→		
避難・防災体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供		●	●			→		
							●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進		●	●	●		→		

## 4. 今後のスケジュール

項目	年月	令和6年度											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 計画準備		■											
(2) 上位関連計画等整合整理			■										
(3) 居住誘導区域の見直し			■	■	■	■	■	■	■				
(4) 誘導施策の検証および目標設定			■	■	■	■	■	■	■				
(5) 施策指標の検証			■	■	■	■	■						
(6) 関係機関協議等運営支援					●								
(7) パブリックコメントの実施									■	■			

計画素案の作成

計画案の作成

計画の策定・公表